

警報と生徒の登校について

生徒は、下記の事項を守って自身の危険を避けるよう心掛けること。

～本校生徒手帳より抜粋～

[I] 大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報・暴風警報が発表されている場合

- (1) 登校時に警報が発せられているときは、登校せず家庭で待機する。
- (2) 警報が午前11時までに解除されたときは、すみやかに登校する。
- (3) 午前11時においても、なお警報が解除されない場合は、当日休校とする。
- (4) 午前11時までに警報が解除されても、通学路の状況が悪く登校に危険が予想される場合や、交通機関のまひなど、登校が困難な場合は、無理をして登校する必要はない。
- (5) 登校の難しい場合は、できるだけ早く担任に連絡する。しかし、連絡できない場合は、後日登校して担任に事情をよく説明する。
- (6) 生徒の登校できなかった事情が止むを得ないと認められた場合、欠席としない。

[II] 高潮特別警報・波浪特別警報・大雨警報・洪水警報などが発表されている場合

上記[I] (4)、(5)、(6) に準ずる。